

ブロック塀等の安全確保事業の創設について

1. 概要

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止し、避難路等の通行者の安全を確保するために、所有者が実施する危険性の高いブロック塀等の撤去等に要する費用の一部の助成を行い、人命及び財産を保護するとともに、安全・安心なまちづくりを推進します。

2. 背景

昨年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によりブロック塀が倒壊し、尊い命が失われました。また、過去の地震（昭和53年宮城県沖地震、平成17年福岡西方沖地震、平成28年熊本地震）においてもブロック塀等の倒壊により犠牲者が出ています。

既存のブロック塀等には、劣化や損傷により安全が確保されていないものがあり、ブロック塀等が倒壊した場合、直接人命に被害が及ぶだけでなく、道路を塞ぎ、避難や消防活動等を妨げることもあるため、危険性の高いブロック塀等の撤去を進める必要があります。

3. 事業内容

(1) 事業計画：国の社会資本整備総合交付金(ブロック塀等の安全確保事業)と県の補助事業を活用して助成を行います。[平成31年4月施行]

(2) 対象者：次の塀を撤去する者 又は 次の塀を撤去し、安全な塀等を新設する者

- 撤去する塀：以下の全てに該当するブロック塀等（組積造又は補強コンクリート造の塀に限る。）
 - ① 危険性の高いもの（高さが0.8mを超えるものに限る。）
 - ② 次の道路に面しているもの
 - ア 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図に定める緊急輸送道路
 - イ 耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定に基づき通行を確保する道路として出雲市建築物耐震改修促進計画で指定した道路
 - ウ 小学校・中学校の通学路
 - エ 出雲市地域防災計画に定める避難路

(3) 助成額：事業に係る経費の2/3以内の額(264千円を上限とします。)

助成額 2/3 (上限 264千円)			個人負担
国 1/3 132千円	県 1/6 66千円	市 1/6 66千円	1/3